

第3学年社会科学学習指導案

日 時 平成24年11月2日(金)5校時
場 所 3年B組教室
学 級 3年B組(男子17名・女子19名 計36名)
授業者 細山 尚之

1 単元名「国の政治のしくみ」 教材名「裁判員制度」

2 教材観

「裁判員制度」は、複数名の一般国民が職業裁判官に加わって刑事裁判を担当する制度である。これまで三権の中で最も民意が反映されにくいとされてきた司法への国民参加という点で、司法制度改革の大きな柱であった。制度がスタートして3年を経過した今も、最高裁・法務省(検察庁)・日弁連が広報活動を展開し、国民のための「法教育」を進める動きが続けられている。国民が司法をどう利用していくか、基本的人権の意識、主権者であることに伴う義務、あるべき司法や憲法の役割などについて、学校教育をはじめ様々な場において、実践的・継続的な法教育を行う必要がある。国民の積極的な協力なくしては成り立たない制度であり、自分達はこの制度の意義を理解しておく必要がある。

本題材の学習を通して、将来、生徒自らが裁判員に選ばれた時、どのような態度で臨むことが大切かを考えさせたい。制度について知るうちに、裁判官とともに自分達が判決や量刑を決められるだろうかという不安や、自分は関わりたくないという考えをもつ生徒が出てくるかもしれない。また、異なった価値判断により判決が変わることに疑問を抱く生徒もいるかもしれない。しかし、この多様な価値観こそが裁判員制度で求められているものであり、国民の良識を司法に反映させることこそ本制度の目的なのである。民主主義・国民主権を掲げている国として、主権者である国民が一定の裁判に参加することは当然のことであり、裁判員として刑事裁判に関わることが、主権者である国民の義務となることを理解させたい。その意味で、本題材を学習することは、学習指導要領が社会科の目標に掲げる「公民としての基礎的教養」を培い、「公民的資質の基礎」を養うことにつながると思う。

3 研究内容にかかわって(生徒の実態及び指導観)

【平成24年度 研究主題】

本校の研究主題は「仲間とかかわり合いながら、いきいきと表現することのできる生徒の育成 - 『言語活動』や『表現活動』の工夫を通して - 」である。

『言語活動の充実』について、学習指導要領社会科改訂の趣旨として、「社会科各分野の共通の目標の実現を目指し、社会的な見方や考え方を養うことをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味、意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明するなどの、言語活動にかかわる学習を一層充実すること」と記されている。さらに、改訂の要点として公民的分野では、「習得した知識、概念や技能を活用して、社会的事象について考えたことを説明したり、自分の考えをまとめて論述したり、議論などを通して考えを深めたりすること」が重視されている。以下、研究内容ア・イについて整理する。

【研究内容ア】「生徒が主体的に教科の本質に迫るための『学び方』への指導・支援」

生徒の実態として、「個人追究」の場では、課題を追究するために教科書や資料集から資料を見つけることはできるが、教科書の文章を書き写して済ませてしまう生徒もいる。また、資料から事実を読み取ることはできるが、そこから考えをもったり深めていったりすることが、学級全体として弱い。

「全体追究」の場では、個人追究でノートに記述はできているものの、全体の場で挙手・発言していくことに抵抗を感じている生徒が多い。特に、知識を問う発問と比べ、思考力や判断力を問う発問や話し合いの場では挙手が少なくなる傾向がある。発言の足場となる個人追究を充実させ、互いに意見交流して全体で深めていく授業をつくっていけるよう努力しなければならない。

本単元では、資料を有効に活用して事象を説明したり、自分の考えをもって意見交流したりする言語活動を充実させたいと考えている。

○課題づくりの視点 <既習内容を確認し、本時の課題を明確にする>

- ・提示された資料(写真・図・グラフ等)に対して、既習事項や経験と関わらせて考えられる事実を予想し社会事象に対して関心をもつ。
- ・事象に対して、何故だろう、追究してみたいという意欲をもち、本時の課題をつくる。

○個人・グループ追究の視点 <個人追究における既習内容の定着を図る>

- ・課題に対する予想をもち、追究の見通しをもって資料を選択する。
- ・選択した資料をもとに、事実を読み取り、読み取った事実の意味を考えて、課題に対する自分の考えを記述する。

○全体追究の視点 <社会的な見方・考え方を養う>

- ・自分の考えと仲間の考えを比較し、違いを確かめながら話し合う。
- ・自分とは違う見方や考え方を知り、社会的なものの見方や考え方を広げる。

○まとめの視点 <社会参画への意識を高め、基礎学力の定着を図る>

- ・本時の課題についての自分の考えを、キーワード(重要語句)を用いてまとめる。
- ・現代日本の政治・経済・社会の課題に対して、中学生の自分、将来の自分が、積極的に社会参画していこうとする態度について考えを深める。

【研究内容イ】「広がり，深まることが実感できる『言語活動』や思いが伝わる『表現活動』の工夫」
身に付けた「学び方」を発揮する場として，以下のような言語活動や表現活動，指導・支援の場を設定する。

- 課題づくり
 - ・本時の学習に活用する既習事項について発言し，全体で確認し合う。
 - ・生徒の発言等をもとにして学習課題を設定する。
- 個人追究
 - ・選択した資料をもとに，事実を読み取り，読み取った事実の意味を考えて，課題に対する自分の考えを記述する。
- 全体追究
 - ・自分の考えと仲間の考えを比較し，違いを確かめながら話し合う。
 - ・既存の社会的な見方・考え方に新たな視点を統合して，見方・考え方を深めている意見を大切にし，言語活動の充実を図り，話し合いの組織化を図る。
- まとめ
 - ・本時の課題についてわかったことを，キーワード(重要語句)を活用してまとめを記述する。
 - ・学習をまとめる際に「わからない」という生徒に対して，板書をもとに援助を行い，学習の成果を保障する。
 - ・評価規準に達していない生徒には，個人追究で活用した既習内容や資料について教師が説明するとともに，重要語句について解説することでまとめが記載できるように個別の援助をする。

4 単元指導計画(全8時間)

【単元のねらい】

- ・国民が願いを実現し，秩序ある豊かなよりよい社会にしていくためには，政治家や裁判官などに権力の扱いを任せるのではなく，国民が主権者としての自覚をもち，政治や司法に積極的に参加していくことが必要だと考えることができる。
- ・国会・内閣・裁判所，それぞれの役割や仕組み，働きを理解し，三権相互や三権と国民がどのように関わっているか理解することができる。
(学習指導要領「公民的分野」内容「(3)私たちと政治」「イ民主政治と政治参加」)

【単元の評価規準】

社会的事象への 関心・意欲・態度	社会的な 思考・判断・表現	資料活用の 技能	社会的事象についての 知識・理解
国の政治に対する関心を高め，それを意欲的に追究し，民主的な政治について考えようとしている。	議会制民主主義の意義と国民の政治参加の関連について，国の政治に関わる様々な事象から課題を見出し対立と合意，効率と公正の視点から多面的・多角的に考察し，その過程や結果を適切に表現している。	国の政治に関する様々な資料を収集し，有用な情報を適切に選択して，読み取ったり図表などにまとめたりしている。	国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまし，内閣の働きと国会の関係，法に基づく公正な裁判の保障について理解し，その知識を身に付けている。

	時	ね ら い	言 語 活 動 の 具 体
把握する		「国会の地位とはたらき」 国会の仕事の内容を資料をもとに調べる活動を通して，日本の議会制民主主義と法をつくる国会の働きについて理解することができる。 ○国会はどのような働きをしているのだろうか 私達の願いを実現する社会を築くには，主権者である国民としてどうしていくべきだろう。	・「国会はどのような働きをしているのか」について，「国会の地位・仕事」等の資料をもとに追究し，国会では法律の制定や予算の審議・議決，内閣総理大臣の指名など，国の政策を決めていることについて，全体で交流する。
		「国会のしくみ」 衆議院の優越がなぜあるのかを考える活動を通して，二院制の意義を考えることができる。	・「なぜ参議院が置かれているのか」について，「二院制の仕組み」等の資料をも

追究する		○なぜ参議院が置かれているのだろう。	とに追究し、二院制を採用して法律が十分に審議されていることや、民意を反映しやすい衆議院の優越が認められていることについて、全体で交流する。
		「行政のしくみと内閣」 内閣の仕組みや働き、内閣と国会との結びつきに関わる資料をもとに考える活動を通して、議院内閣制のもと国民の願いを実現するために政策を実行していることを理解することができる。 ○内閣はどのような働きをし、私達の願いはどのように届いているのだろう。	・「内閣はどのような働きをしているのか」について、「国の主な行政組織」等の資料をもとに追究し、内閣が法律や予算に基づいて行政を行っていること、内閣と国会が議院内閣制のもと密接につながっていることについて、全体で交流する。
		「行政改革」 中央省庁が再編された理由を資料をもとに考える活動を通して、肥大化した行政をスリム化して効率よく仕事ができるように行政改革を推し進めていることを理解することができる。 ○なぜ1府22省庁から1府12省庁にしたのだろう。	・「なぜ1府12省庁にしたのか」について、「1府12省庁の図」等の資料をもとに追究し、行政組織をスリム化して効率よく仕事ができるようにしたり、規制緩和を進めたりして行政改革を推し進めていることについて、全体で交流する。
		「裁判所のしくみと働き」 裁判所の仕組みや制度を調べる活動を通して、裁判では三審制や「疑わしきは罰せず」といった考え方など、誤りを犯さないような仕組みになっていることを理解することができる。 ○人権を守るために、裁判はどんな仕組みで行われているのだろう。	・「裁判はどんな仕組みで行われているのか」について、「裁判の仕組みと三審制」等の資料をもとに追究し、法に基づく公正な裁判によって国民の人権が守られており、慎重に裁判が行われていることについて、全体で交流する。
		「裁判の種類と人権」 民事裁判と刑事裁判の違いを整理し、私達の権利が最終的には裁判で保障されることから、人権を守るために警察や検察の捜査の行き過ぎを防ぐような仕組みになっていることをつかむとともに、裁判の課題をつかむことができる。 ○裁判には、どんな種類があるのだろう。	・「裁判にはどんな種類があるのか」について、「裁判の種類と手続き」等の資料をもとに追究し、裁判を慎重に行う仕組みと、それに相反して時間がかかったり国民の意識とは異なる判決が下されたりすることについて、全体で交流する。
	本時	「裁判員制度」 裁判員制度が導入された経緯について話し合う活動を通して、この制度が国民の裁判への関心を高める目的があることに気付き、自分達の社会を自分達の手でよりよくしていく意識を高めることにつながっていることを理解することができる。 ○裁判員制度に参加したいと考えている国民が少ないにも関わらず、国がこの制度を導入していったのはなぜだろう。	・「裁判員制度を導入していったのはなぜか」について、「裁判員制度の流れ」等の資料をもとに追究し、この制度が国民の裁判への関心を高め、社会をつくる一人としての意識を高めることにつながっていることについて、全体で交流する。
広げ深める		「三権の抑制と均衡」 立法・行政・司法それぞれの立場から考える活動を通して、三権相互の抑制と均衡を保つことが民主主義の政治を実現していくことにつながることを理解することができる。 ○三権が互いにチェックし合うのはどうしてだろう。	・「三権が互いにチェックし合うのはどうしてか」について、これまで三権について学習してきたことをもとに追究し、立法・行政・司法の三権が相互に抑制と均衡の関係であることについて、図式化して整理することができる。

5 本時のねらい(7 / 8)

裁判員制度が導入された経緯について話し合う言語活動を通して、この制度が国民の裁判への関心を高める目的があることに気付き、自分達の社会を自分達の手でよりよくしていく意識を高めることにつながっていることを理解することができる。

本時の展開

学び方	学 習 活 動	即時評価 ○指導・支援
【課題づくり】	1 前時の振り返りをする。	

【個人の視点】

- ・既習内容を確認し、本時の課題を明確にする。
- 公正な裁判の必要性和裁判に関わる課題について確かめる。
- 国民の「裁判員制度への消極さ」に着目して課題をつくる。

【個人追究の視点】

- ・個人追究における既習内容の定着を図る。
- 事実を読み取る。
- 事実の意味を考える。
- いくつかの事実を関連付けて考える。

【全体追究の視点】

- ・社会的な見方考え方を養う話し合い活動
- 「国民の視点」
- 「感覚が反映されること」「司法に対する国民の理解を強める」などの裁判員制度のねらいが強く関わっていることをとらえる。

【まとめの視点】

- ・基礎学力の定着を図る。
- 「裁判員制度」「主権者」という語句を用いてまとめを記述する。

- ・裁判の仕組みや種類について知ることができた。被害者被疑者どちらの人権も大切にするためには、公正な裁判が絶対に必要だ。しかし、実際に冤罪や犯罪被害者の人権が損なわれるなどの問題が起こっている。こうした問題をなくしていくために、国はどんな対応をしているのだろう。

2 司法制度改革の事実や報道などから、裁判員制度について交流し、課題をつかむ。

- ・裁判員制度の裁判のニュースが流れていた。
- ・国民のどの世代の人々も、裁判員制度に参加したいとは思っていないようだ。国民の意思を反映しているとは思えないが、なぜ裁判員制度を導入したのだろう。

裁判員制度に参加したいと考えている国民が少ないにも関わらず、国がこの制度を導入していったのはなぜだろう。

3 課題に向けて、資料をもとに個人追究を行う。

4 自分の考えをもとに、全体交流を行う。

- ・これまでの学習でも、人々は自分達の力で人権や自由を勝ち取ってきた。同じように、これから裁判に対して国民自ら善し悪しの判断をしていくことで、自分達の力で人々の人権を守っていく必要があるのではないか。

- ・各国の法曹人口を比較してみると、日本は他の先進諸国に比べて少ないことが分かる。しかも、法曹一人あたりにかかる国民の数では、アメリカの約20倍にもなってしまう。これが、問題解決にかかる時間が長くなってしまったり、信頼をうすくしてしまったりする現状になってしまっているのではないか。

<資料>「法曹人口の比較」「第一審にかかった期間」

- ・裁判員制度のメリットとして、裁判がより国民の感覚に近いものになっていくことが考えられる。また国民自体が刑事裁判への関心が高まることによって裁判の仕組みや役割を理解したり、犯罪の実態や社会の治安への実情を理解したりもできるようだ。

<資料>「裁判員を経験してみて」「裁判員裁判の結果」

5 裁判員裁判の様子について知り、今後の課題についてまとめる。

- ・裁判の傍聴に、本当に多くの人々が列をつくって並んでいた。随分関心が高いようだ。国民みんなでより豊かな生活を実現させていこうと進んで政治に参加することにつながる。しかし、法律に素人の国民が参加するこの制度は、まだまだ課題も多い。

6 本時の学習の振り返りをする。

- ・裁判員制度によって、主権者である国民の裁判に対する関心が明らかに高まったことは事実だ。また将来、自分達も依頼されるかもしれないこの制度を、十分理解しておく必要がある。
- ・裁判員制度の目的は理解できたが、裁判員として依頼されたり、裁かれる立場になったら素人の裁判員は不安で仕方がない。主権者である国民の一人として、こうした問題を考えていかなければならない。

- 前時までに学習した内容（三審制や裁判における人権保障、裁判の仕組み等）について振り返り、本時の課題につなげる。

<資料>

- 「裁判員制度初判決における新聞記事」
- 「裁判員に選ばれる前の気持ち」

- 課題理解への援助

- 考え・学び方の援助

- ・資料が示す内容について具体的に捉えるよう促す。
- C→Bへの支援
- ・まず資料から読み取れる事実を一つずつ記述するよう助言する。
- ・「裁判への関心」「国民の参加意欲」の点に着目するよう助言する。
- 全体交流における視点の確認
- ・「裁判員制度に参加したいと考えている国民が少ないにも関わらず、この制度を導入していったのはなぜか」について考えるよう促す。
- 事実の意味を考えた記述や、いくつかの事実を関連づけて考えたりしている発言を価値付ける。
- 効果的な話し合いができるように、意図的指名を行う。

【評価規準】

裁判員制度が、国民の裁判への関心を高め社会をつくる一人としての意識を高めることにつながっていることを読み取っている。

<資料活用・表現>

【評価方法】

- ・交流における発言
- ・ノートの記述内容

- B→Aへの支援

- ・実際に自分が裁判員として依頼されたり、裁かれる立場だった時、何が問題に感じるかを考えるよう促す。